

岩手県内水面漁場管理委員会公示第1号

岩手県内水面漁場管理委員会が保有する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する公示を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県内水面漁場管理委員会

会長 島川良彦

岩手県内水面漁場管理委員会が保有する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する公示

岩手県内水面漁場管理委員会が保有する行政文書の開示に関する規程（平成11年岩手県内水面漁場管理委員会公示第2号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
<p>(開示の実施に関し開示請求者に通知する事項)</p> <p>第2条 条例第11条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(電磁的記録の開示の実施の方法)</p> <p>第4条 条例第16条第1項の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。</p>		<p>(開示の実施に関し開示請求者に通知する事項)</p> <p>第2条 条例第11条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 開示の実施に要する費用に相当する額</u></p> <p><u>(4) 開示の実施の方法等の申出に係る事項</u></p> <p>(電磁的記録の開示の実施の方法)</p> <p>第4条 条例第16条第1項の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。</p>	
電磁的記録の種別	開示の実施の方法	電磁的記録の種別	開示の実施の方法
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、行政情報センター（岩手県庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。） <u>又は行政情報サブセンター（各地区合同庁舎（江刺地区合同庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く。）内に設置されている情報公開窓口をいう。）</u> 内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	[略]	1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、行政情報センター（岩手県庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。） <u>、行政情報サブセンター（公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）第3条第1項に規定する合同庁舎等（以下「合同庁舎等」という。）のうち、奥州地区合同庁舎江刺分庁舎、北上地区合同庁舎、遠野地区合同庁舎、一関地区合同庁舎千厩分庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。）</u> 若しくは行政情報サブセンター地域窓口（合同庁舎等のうち、北上地区合同庁舎、遠野地区合同庁舎及び一関地区合同庁舎千厩	[略]

[略]	

別表第1 (第6条関係)

区 分	単 位	金 額
1 乾式の複写機による写し(日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。)	[略]	
カラー	1枚につき	60円 (両面に複写した場合には、 120円)
[略]		

別表第2 (第6条関係)

開示の実施の方法	区 分	単 位	金 額
複製物の交付	1 フレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものであって、1.44メガバイトのものに限る。)に複製した複製物	1枚につき	50円
	2 光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、650メガバイトのものに限る。)に複製した複製物	1枚につき	150円
[略]			
	4 録音カセットテープ	1巻につき	130円

	<p>分庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。)又は行政情報コーナー(岩手県東京事務所、岩手県大阪事務所、岩手県北海道事務所、岩手県名古屋事務所及び岩手県福岡事務所内に設置されている情報公開窓口をいう。)内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの</p>
[略]	

別表第1 (第6条関係)

区 分	単 位	金 額
1 乾式の複写機による写し(日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。)	[略]	
カラー	1枚につき	40円 (両面に複写した場合には、 80円)
[略]		

別表第2 (第6条関係)

開示の実施の方法	区 分	単 位	金 額
複製物の交付	1 フレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものであって、1.44メガバイトのものに限る。)に複製した複製物	1枚につき	40円
	2 光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。)に複製した複製物	1枚につき	80円
[略]			
	4 録音カセットテープ	1巻につき	120円

	(日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。)に複製した複製物	き		
	5 ビデオカセットテープ(日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。)に複製した複製物	1巻につき		<u>210円</u>
紙その他 これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し(日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。)	[略]		
		カラー	1枚につき	<u>60円</u> (両面に複写した場合には、 <u>120円</u> )
	(日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。)に複製した複製物	き		
	5 ビデオカセットテープ(日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。)に複製した複製物	1巻につき		<u>190円</u>
紙その他 これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し(日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。)	[略]		
		カラー	1枚につき	<u>40円</u> (両面に複写した場合には、 <u>80円</u> )
備考 改正部分は、下線の部分である。				

附 則

この公示は、平成22年4月1日から施行する。